

多重債務者対策本部第2回有識者会議への提出資料説明書

2007年2月7日

全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会

事務局長：本多良男

東京都千代田区内神田2-7-2 育文社ビル3階

電話 03(5207)5507

FAX 03(5207)5521

提出資料説明

1. 47都道府県、1800余りの全ての市区町村・自治体に実効性ある多重債務相談、体制の参考資料。

- | | |
|------------------------------------|----|
| ① 岐阜県多重債務問題対策会議の案内 | 2枚 |
| ② 滋賀県野洲市の住民・事件相談総合窓口ネットワーク・取組み | 2枚 |
| ③ 奄美市市民福祉部市民課市民生活課係 福久孝一さんの行政からの報告 | 3枚 |
| ④ 長野県の取組み 村上晃弁護士の報告書 | 3枚 |

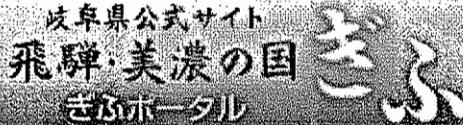
2. 自殺防止対策としての活動

- | | |
|---------------------------------------|----|
| ①東京新聞2月1日の記事 | 1枚 |
| 青木ヶ原樹海に「借金の解決は必ずできます、まず相談しましょう！」の看板設置 | |
| ②「借金で死なないで！生きていてほしい」 | |
| 「クレ・サラ自死をなくす会」3月3日のご案内 | 1枚 |
| ③自死遺族の会設立にあたって | |
| 夫が借金苦で自殺した奥さんM・Mさんの手記 | 3枚 |
| ④母が借金苦で自殺した[]さんの手記 | 2枚 |

3. 埼玉県における事件報告 警察署の不適切な対応事例

4. 多重債務者のための真のセーフティーネットの構築をめざして

- | | |
|----------------------------------|----|
| ①相談窓口・生活保護・公的貸付の現状と課題を考える大阪集会の内容 | 1枚 |
| ②朝日新聞記事 生活保護を受けず借金 | 1枚 |
| ③朝日新聞記事 生活保護周知が先決 | 1枚 |



記者発表 記事表示

▶ 一覧にもどる

「岐阜県多重債務問題対策会議」を開催します

[登録日] 20070125

[記者発表日] 20070124

[担当課(室)] 環境生活政策課

[担当者:Tel] 課長 宇野秀雄(内線2390)

1 趣旨

近年、県の消費生活相談において多数の多重債務相談を受付けていることをから、県では平成18年1月、り県弁護士会、県司法書士会と協力し様々な相談会を設け、債務整理を中心に解決の一助としているところです。

しかし、相談者が抱える根本的な問題(例えば県税や県営住宅家賃、子どもの授業料の滞納を解消したい生活保護を受けたい等)の総合的な解決を図るために、関係各課が連携し、債務整理と併せて相談者への助言、支援を実施していく必要があることから、このたび「岐阜県多重債務問題検討会議」(議長:環境生活部長)を立ち上げることとしました。

つきましては、下記日程により第1回会議を開催しますのでお知らせします。

2 第1回会議

日時:平成19年1月29日(月) 10:30~12:00

場所:県庁5F 第3応接室

参加予定所属:

税務課(県税、自動車税所管)

環境生活政策課、岐阜県県民生活相談センター(消費者相談所管)

人づくり文化課(私立学校所管)

男女参画青少年課(青少年相談所管)

健康福祉政策課(生活保護、生活福祉資金所管)

国民健康保険課(国民健康保険料所管)

中小企業課(貸金業監督業務所管)

労働雇用課(労働相談所管)

公共建築住宅課(県営住宅所管)

教育財務課(高等学校授業料所管)

スポーツ健康課(小中学校給食費等所管)

3 当会議の検討課題(今後複数回で議論)

- ・多重債務問題に関する基礎知識の共有
- ・他県先進事例の紹介
- ・各窓口での具体的な関わり方に関する意見交換
- ・各種制度概要に関する情報共有

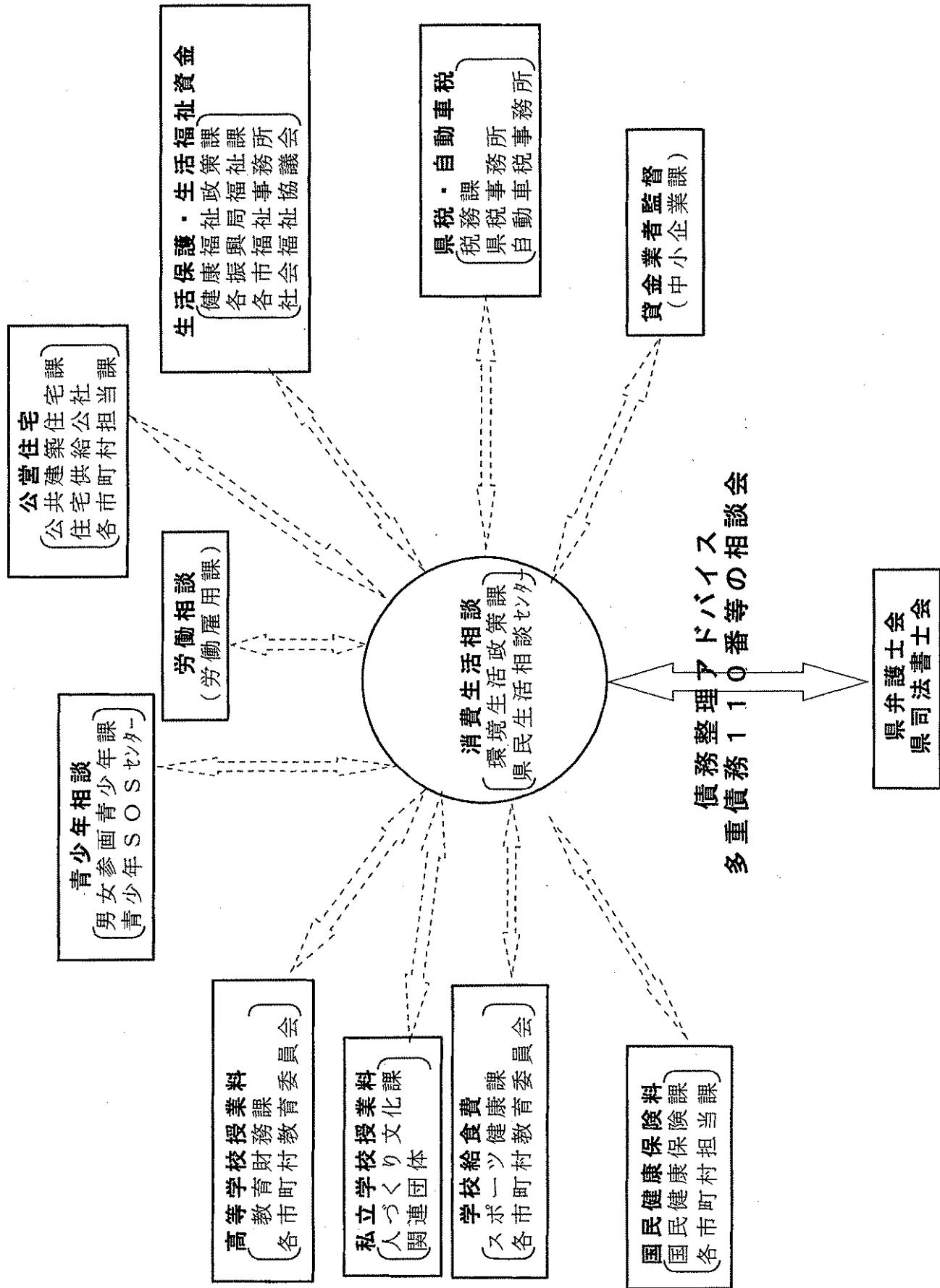
4 多重債務問題に対するこれまでの県の主な取り組み

- ・「多重債務110番」(平成18年1月、9月、12月)
- ・「多重債務出張相談会」(平成18年10月、12月。平成19年1月より毎月)
- ・生活情報紙「くらしのナビぎふ2006冬号」多重債務問題の特集

●添付資料

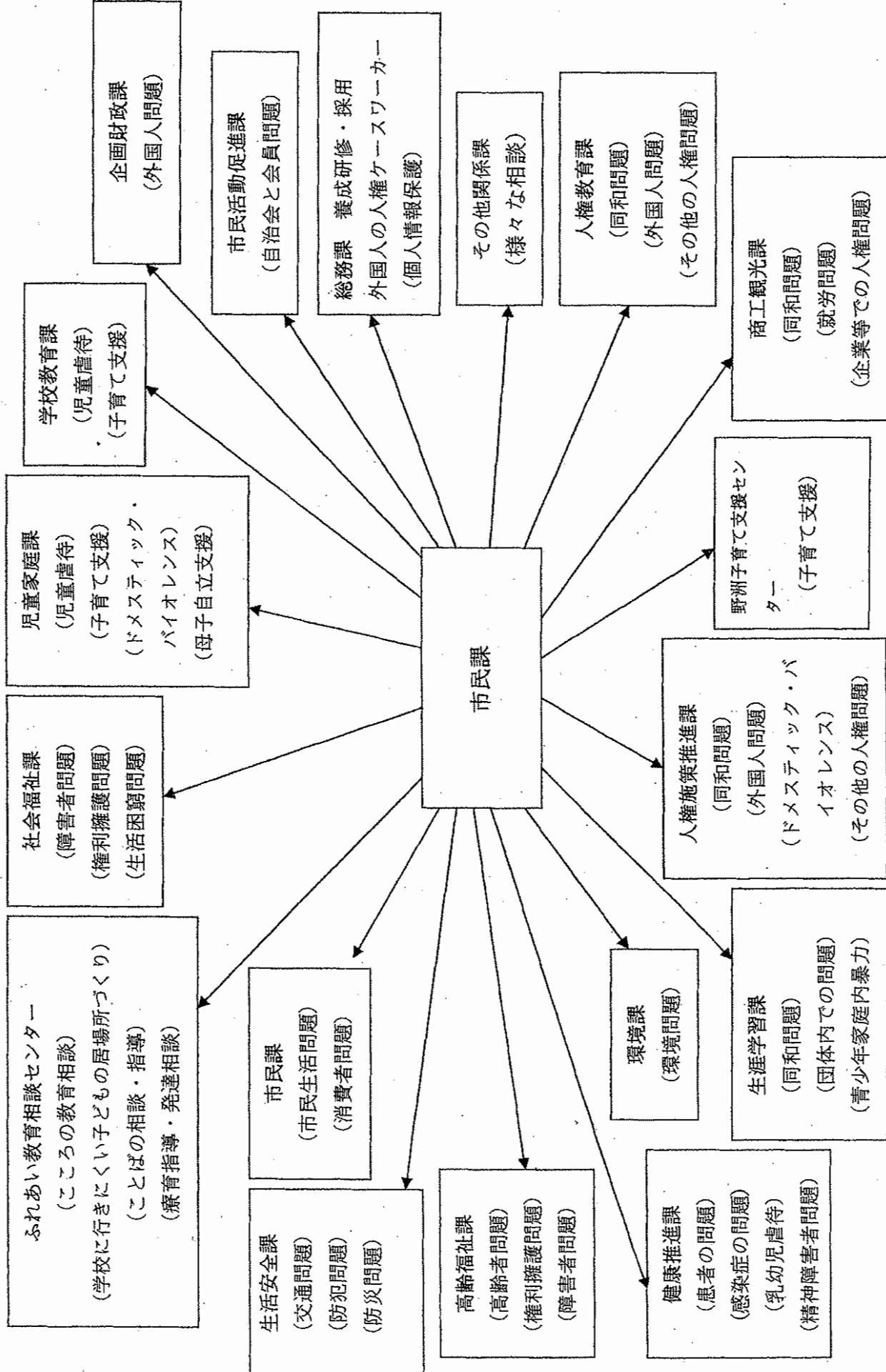
[多重債務問題に係る各課等連携概念図](#)

多重債務問題に係る各課等連携概念図

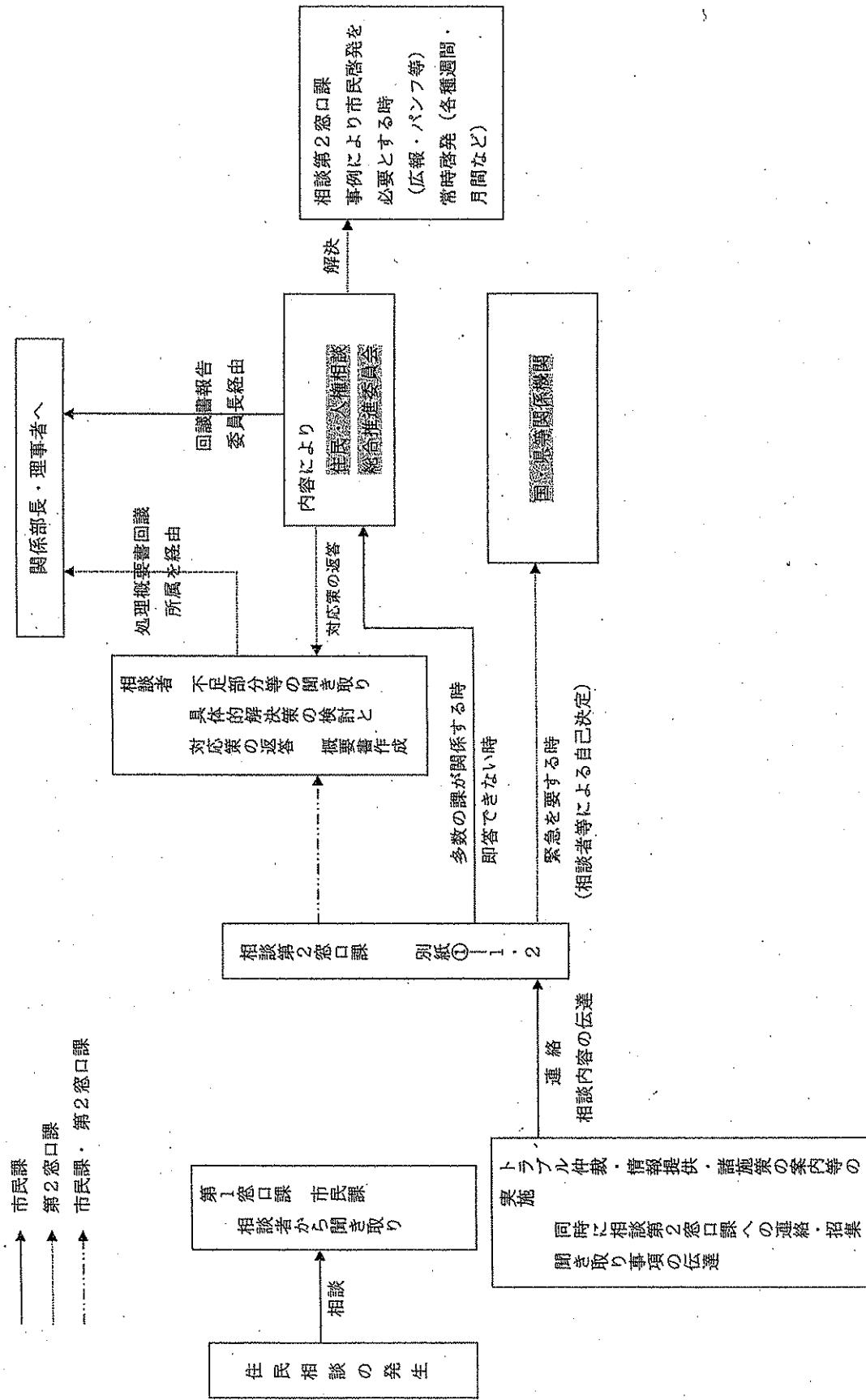


住民・人権相談総合窓口ネットワーク

住民・人権相談窓口ネットワーク



野洲市住民・人権相談に対する取り組み（住民相談原則）



行政からの報告

— キーは行政にあり —

奄美市市民福祉部市民課市民生活係 福 久 孝 一

行政が多重債務者救済を積極的に推進すべきことは地方自治法上からも明らかです。地方自治法第1条2で地方公共団体の役割として「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」と示されています。約200万人が多重債務に陥り、年間約8,000人が経済苦・生活苦で自殺しています。彼らは将来に希望を見出すことも出来ず、唯一の解決策として「死」を選択せざるを得ない状況におかれたものと思います。これは国にとっても多きな損失であり憲法13条（個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重）の観点からも国・行政は多重債務者救済を積極的に推進すべきだと思います。

国及び多くの地方公共団体は「多重債務問題は自己責任において解決すべき」ということで放置した結果、社会環境の悪化や各種税金・年金・公営住宅家賃等の滞納が増加しただけでなく、生活保護受給者や児童扶養手当等、社会保障費が増加しました。多重債務者の増加は国や多くの地方公共団体の財政悪化の原因にもなっています。

多重債務者が最も恐れているのは何か？過酷な取立です。彼らは限られた収入の中から先ずサラ金に返済します。残りの金で生活しなければなりません。しかし多重債務者は元々収入の少ない方が殆どです。生活するのが精一杯で、国保税や住民税・公営住宅家賃・子供の授業料・給食費の滞納や年金の未加入・免除の原因になります。

又、多重債務状態が長年続くと様々な問題が発生します。ストレスによる病気・家庭崩壊・子供の不登校・ホームレスの増加・凶悪犯罪の原因にもなります。

行政が多重債務問題に積極的に取り組むことでこれらを緩和することが出来ます。奄美市（旧：名瀬市）では消費者行政窓口が県弁護士会や司法書士と連携を取り多重債務者対策を積極的に行い生活再建を図るべく、自立支援課（生活保護担当課）・収納対策課・国民健康保険課・福祉政策課等関係各課と連携を取り債務整理以外の問題も解決するよう支援しています。このことで多重債務に陥っていた方が次々と立ち直っていきます。

（事例1）

今年8月中旬50代の男性が、知人から私のことを聞き相談に来ました。債権者は1社で債務額は100万円でしたが、昭和57年から24年間支払い続けていました。驚いたことに、平成3年から現在まで15年間保険証もなく無年金状態でした。体調を崩し職場を失い、市営住宅の家賃も約70万円の滞納があり、これ以上支払うことができないということで生活保護申請と「自己破産」を覚悟で来ましたが、金利（グレーディング）と債務整理の説明をし、住宅家賃の解消を説明したところ驚いていました。先ず生活保護申請は受理され決定するでしょう。過払金を回収するまでは生活保護を受給し、債務整理が終了した時点からは過払金で生活することとし、一旦生活保護を停止し過払金が底をつく時再度申請するよう担当課と話し合いました。近いうち滞納になっていた住宅家賃は一括で解消できる予定です。

彼は長年違法金利を払い続けていたという認識は全くありませんでした。さわやかなイメージのコマーシャルを流しつづけているサラ金が利息制限法に反した金利を取っているということを知らないのです。

このように、債務整理をしたことで税金や住宅家賃等の解消をした事例が次々出てきています。滞納の未

然防止という観点からも多重債務者救済は行政にとって大きなメリットがあります。このことは今年3月総務省の外郭団体の「自治総合センター」から3名の先生方が滞納整理室に先進地視察にいらした際説明したこと、このようなことは始めて聞いたということで調査研究報告書に盛り込んでいただきました。

現状は、高金利・過剰融資・過酷な取り立てにより、本来消費や税金に支払われるべき莫大な金がサラ金や商工ローン・クレジット会社等高金利業者の元に渡っています。

昨年3月奄美市に「奄美ひまわり基金法律事務所」が開設されました。初代所長の高橋弁護士が昨年4月～今年8月までに取り戻した過払い金は約2億円です。これらの金は本来奄美で消費され、あるいは税金として支払われるべきものです。このことからも多重債務者の増加・高金利がいかに地域経済や行政の財政に悪影響を与えているかということが判ります。

現在金融庁や法律専門家の間で金利見直し論議が活発に行われていますが、消費者が長期間利用しても生活を圧迫しない金利、国民にとって真に適正な金利を実現すべく求めなければなりません。

四半世紀を経たクレ・サラ運動、法律専門家・学者・被害者を救う会をはじめ多くの方々が被害者救済活動をされていますが、今後のクレ・サラ運動は行政との連携が不可欠だと思います。多くの一般市民にとって弁護士・司法書士事務所は依然として敷居が高く直接相談するのは勇気が要ります。行政において気軽に相談できる窓口を設置し、行政が弁護士・司法書士事務所と連携を取ることで相談者にとって頼りがいのある行政を実現できます。

今年6月「自殺対策基本法」が制定されました。自殺者が8年連続で3万人を突破し、約4分の1は経済苦・生活苦が原因です。昨年の自殺者の特徴として、20代・30代の自殺者が増加しています。これは就労者の減少に繋がり、少子化対策という観点から見ても大きな問題です。格差社会が拡大し若者が将来に夢を持てない現状を打破し、自殺者を救うためにも関係団体（ライフリンク等）との連携を取り「自殺対策基本法」を実効性あるものにしなければなりません。

今年7月NHKでワーキング・プア（いくら努力しても豊かになれない、生活保護基準以下の生活をしている人）の特集がありました。20代・30代の路上生活者が増加しているそうです。番組の終盤にキャスターの「将来に夢がありますか？」との間に「夢を見ると空しくなるので見ない事にしています」という答えが返っていました。正確な調査結果はないそうですがワーキング・プアと呼ばれる方は全国に400万世帯いるそうです。又、非正規社員が全国に1,600万人いるそうです。これらの方たちが将来に夢を描ける社会を構築することが必要です。

最近行政の視点が大きく変りつつあります。長野県においては多重債務に関する研究会が立ち上げられていますし、今年7月には尼崎市において、白井市長はじめ幹部職員・議員・行政対策会議のメンバーが膝を交えて話し合いました。その結果、多重債務者の増加は、多くの市民生活を圧迫するだけでなく、行政の財政や地域経済に大きな弊害をもたらしていることを理解していただいたものと思います。兵庫県弁護士会・司法書士会等の協力の下関西における先進地になることを期待しています。

又、8月には愛知県一宮市と名古屋市から市会議員の皆様が奄美市へ行政視察に見えました。どの地域においても自殺や税金等の滞納が問題になっているようです。税金滞納については一宮市の瀧弁護士が先進的な取り組みをなされています。債務状況・過払い・税金滞納の関係についてグラフを使った素晴らしい資料を作成されています。クレ・サラ運動に係わる全ての方がこの資料をもとに地元自治体に働きかけていただきたいと思います。

8月19日、奄美市において初めてシンポを開催しました。宇都宮先生をはじめ全国から弁護士・司法書

士・議員・マスコミ・被害者の会の皆様をはじめ、地元の市会議員・行政職員・一般市民等多くのご参加を頂き無事終了することが出来ました。この模様はTV・新聞にも取り上げられ多くの市民が関心を持つことが出来たと思います。

11月25日、大分県消費生活男女共同参画プラザから「くらしの公開講座」への参加要請を受けています。内容は宇都宮弁護士のご講演と奄美市の多重債務問題に関する取り組みを紹介してほしいというもので、参加者は一般市民・行政職員約250人の予定です。

今全国の自治体が多重債務問題に关心を寄せつつあります。冒頭にも記載しましたが、多重債務者救済は行政の役割だと思います。自殺者・多重債務者一人を救うことはその家族を救うことになります。

市民にとって最も身近な行政主体である全ての市・区・町・村において多重債務問題が真剣に語られ、その救済に積極的な対策が講じられたとき、このクレ・サラ運動は大きな前進を遂げることが出来ます。

そう、キーは行政にあります。

長野県の取り組み

弁護士 村 上 晃

1 「長野県ヤミ金融被害対策救済緊急会議」

全国的にヤミ金融が融跳梁跋扈し、大きな社会的問題になっていた2002年の年末、長野県は、「長野県ヤミ金融被害対策救済緊急会議」を設置した。その後、参加団体が拡大し、現在では、県、県内4カ所の県消費生活センター、県警、関東財務局財務事務所、県弁護士会、県司法書士会、(社)長野県商工会議所連合会、長野県商工会連合会、(社)長野県銀行協会、長野県信用金庫協会、長野県信用農業協同組合連合会、日本郵政公社信越支社貯金事業部、ヤミ金融を告発する長野県連絡会、長野県クレジット・サラ金、高利商工ローン被害をなくす会連絡協議会、(社)長野県貸金業協会、(財)長野県暴力追放県民センターを構成団体とし、総務省信越総合通信局をオブザーバーとして、定期的に開催され、平成18年9月末時点で、26回を数える。

会議においては、長野県民をヤミ金融の被害から守るために、即時的にさまざまな対応策を提案し、間断なく対応を実施してきた。現在全国で行われているヤミ金融の銀行口座の凍結は、長野県自ら銀行に対して要請し、その後、全国の多く銀行で実施されるようになったものである。その他、長野県の取り組みに国が注目し、法改正に繋がったこともある。この長野県の取り組みに全国の自治体や弁護士会、司法書士会などが注目し、長野県の取り組みを参考にして、現在では、多数の県で、同様の取り組みがなされていると聞く。しかし、長野県ほどの参加団体からなっている例は希有であろう。

発足自体は、前知事である田中康夫氏によるものである。現に県民がヤミ金融被害に遭っているのだから直ちに救済しようという田中氏のリーダーシップにより、事前の時間や議論などおかげトップダウンの形で急速立ち上げられたものである。そして、県の要請を受けた弁護士会などが参加することになった。設置後は、担当の県の職員の気迫と意気込みが会議を先導した。その意識の高さは、われわれが驚くほどであり、行政に対するそれまでの一般的な認識を新めさせるものであった。われわれ構成団体として参加している者自身、これに触発されたところが大きかった。行政主催の会議という堅苦しさは当初からなく、まさに忌憚のない激しい議論が行われた。議論され提案されたことが間髪をおくかずに現実に実施実現する様を見て、参加者はさらにやる気を持つことが出来た。優秀な職員に恵まれ、議論したことを即座にまとめ上げる力、これを実現する様には感嘆せざるにはおれなかつた。行政が声をかけ、環境が整えば、ここまでのことができるのかと思った。

これまでに実施したことの一部を上げる。①ヤミ金融に関する情報の一元的集約と活用、②金融機関へヤミ金融口座の閉鎖等の要請、③構成団体連名の通知書をヤミ金融へ送付、④ヤミ金融からの嫌がらせ電話による債務者の離職を防止するため、構成団体連名文書で企業へ協力依頼、⑤ヤミ金融からの電話による混乱を防ぐため、対処方法を県下の全ての小中学校、高等学校へ周知、⑥ヤミ金融対策関係者を対象とした研修会の開催、⑦対策会議による県下一斉「ヤミ金融無料相談会」の実施などである。これは対策会議として行ったものであるが、その他、構成団体である長野県警によるヤミ金融の摘発、県弁護士会、県司法書士会の独自の対策など、県、県警、県弁護士会、県司法書士会、さらには、ヤミ金融を告発する長野県連絡会などの活動が一体となって長野県全体のヤミ金融対策となっていました。

2 「長野県多重債務問題研究会」

ヤミ金融対策を検討する中で、その被害者は、多重債務者であることから、そもそも多重債務問題そのものを解決することが必要であるとの認識に達した。そこで、県は、2004年7月、ヤミ金融対策会議とは別に「長野県多重債務問題研究会」を設置し、県、県内4カ所の県消費生活センター、県弁護士会、県司法

書士会、(社)長野県商工会連合会、(社)長野県銀行協会、長野県信用金庫協会、日本郵政公社信越支社貯金事業部、ヤミ金融を告発する長野県連絡会、長野県クレジット・サラ金、高利商工ローン被害をなくす会連絡協議会、(社)長野県貸金業協会を構成団体とし、長野市、塩尻市、長野県金融広報委員会、長野県労働金庫などをオブザーバーとして、定期的に開催され、平成18年9月末時点で、13回を数える。

多重債務問題研究会では、多重債務の実態および原因の把握からはじめ、多重債務問題に対する対策として、「未然防止の対策」、「多重債務の解決支援」、「生活再建支援」の3点からの対策を検討してきた。

未然防止策としての金融教育の必要性を認識し、消費生活センター、金融広報委員会、県弁護士会、県司法書士会等が実施している講座について県内の高校に対して諸団体の講座案内を一元的に紹介するなどしている。

未然防止の対策および多重債務の解決支援として、相談窓口の拡充策として、県福祉部門・県税務部門との連携を図る施策、多重債務に関する研修会の実施などを行っている。

また、公的資金貸付制度（生活福祉資金、中小企業向け低利融資）について活用促進のPR、相談員への研修周知などを実施している。その他、金融機関の低利融資制度についても、研究会の設置当初から議論している。この点は、構成団体として、(社)長野県銀行協会、長野県信用金庫協会が参加していることが大きな意味を持ち、各協会において独自の諸施策を検討し、研究会に発表されている。両協会の代表者が自ら多重債務問題について認識され、一歩ずつ優れた案を提案される姿勢を見るに付け、この研究会の意味と、ここまで継続してきたことの意味の大きさを実感させられる。多重債務問題解決に向けて金融機関がどのような形で協力できるのか、大きな試金石となっている。

さらに、多重債務者が更生の方法としてセーフティーネットをどのように活用できるかという点についても議論を始めた。生活保護の問題が、多重債務問題研究会の課題であるということについて構成団体が共通した認識を持つことが必要である。多重債務に陥り、破産手続きを行っている人物に研究会に出席してもらい証言を聞いた。破産手続を取りつつ、再起するまでの間、生活保護を利用しているという実例に接し、セーフティーネットの問題が多重債務問題にとって不可欠であるとの認識を共有できたのではないかと感じている。

マスコミのサラ金広告の掲載については、県をはじめ構成団体の連名で、報道機関に対し、広告の自粛を申し入れた。

今般、出資法の上限金利引き下げが国と自民党を中心に議論されている最中、県をはじめとして構成団体の連名で、国および自民党に対し、出資法の上限金利の利息制限法の制限金利への引き下げ、貸金業第43条の「みなし弁済」規定の撤廃などを求める要望書を提出した。

さらにはまさに改正法の焦点となっている、利息制限法の金利区分を引き上げないこと、特例金利を設けないことを求める要請書を再度提出した。

その他、多重債務問題研究会として取り組んでいるものとして、クレジット過剰与信対策がある。これについては、信販系の信用情報機関であるCICの担当者を招いて、信用情報に関する仕組みなどについて説明を受け、さらには、某信販会社の担当者を招き、過剰与信について、信販会社としての認識などについて説明を受ける機会を設けた。研究会としては、過剰与信に関する情報を収集し、今後、要請や提言をしていきたいと考えている。

3 県主催のシンポジウムの開催

10月には、長野県主催の多重債務問題シンポジウムを開催する。これまで、多重債務問題研究会の中で議論してきたことについて、長野県内の市町村に周知し、最も身近に相談に応じるべき市町村の担当者に対し、多重債務問題研究会での経験と集積した知識を周知し、この取り組みを全県に広める機会とすることが

大きな目的である。また、多重債務問題研究会での議論の中で克服しなければならない課題も見えてきたこの段階で、さらになる飛躍の機会としたいとの目的もある。今年は全国各地で多重債務問題についてのシンポジウムが行われているが、県の主催で、しかも、このような趣旨から行われるシンポジウムには大きな意義があると考えている。このシンポジウムを機会に全県的に多角的見地から多重債務問題を解決する相談窓口が作られ、また、県、市町村、弁護士会、司法書士会、などとのネットワークが作られることを期待したい。

4 今後の取り組みについて

現在、出資法の上限金利引き下げ問題を機に、多重債務問題が大きな社会的関心事となり、国会において議論されている。期せずして、長野県が取り組んできたことや研究・提言してきたことが、スケールを大きくして国のレベルにおいて議論し、実践されようとしている。この間、多重債務問題研究会では、長野県というスケールの中で多重債務問題問題克服のための実験をしてきたことができる。長野県における実験は、今後の全国レベルにおける多重債務問題克服のための実践にも、多くの点で共通項をもっていると感じている。今後は、国に多重債務問題の対策本部を設けるとの案があり、また、市町村に相談窓口を作るとの構想もあるようである。いずれにしても、多重債務者にもっとも身近にある自治体の取り組み抜きには、多重債務問題の解決はありえない。長野県多重債務問題研究会の役割にはこれまで以上に期待したい。

5 県知事の交代が意味するもの一雑感

「長野県ヤミ金融被害対策救済緊急会議」も「長野県多重債務問題研究会」も前知事の田中康夫氏の下だからできたのではないか。新しい知事になって、これまでどおりに継続できるのか。

「長野県ヤミ金融被害対策救済緊急会議」の発足当初から参加し、「長野県多重債務問題研究会」の推移も見てきた私としては、この間の構成団体を代表する参加者を見たとき、最初のころとは明かに意識の変化が見て取れる。弁護士や司法書士が、この問題を理解しているのは当然であるが、その他の団体は県の呼びかけに応じて参加し、ただ前回までに与えられた課題に対して報告するという姿勢が感じ取れた。しかし、回を重ねるうちに、空気は変わった。現に県民が被害に遭い、多重債務に苦しんでいる状態をいかに解決するか、良い知恵はないのか、という目的意識を今は共通にしているように思う。これは私の独りよがりの期待なのか。県の担当者の意識は何ら変わることなく依然として高い。長野県の取り組みは、もはや私たち自身の課題となった。県あるいは県知事の課題ではないのである。このような意識にしてもらったという意味で、知事の交代は意味のあるものであったと感じている。

東京新聞 2007年2月1日付け朝刊10面「借金苦の自殺ストップ！」
は、著作権上の問題により、HP掲載を控えさせていただきます。

“借金”で死なないで！生きていてほしい

2007年1月6日

～「クレ・サラ自死をなくす会設立集会 IN 神戸」のご案内～

経済大国であるはずの我が国において、年間8000人もの方が借金苦により自殺をしております。この度貸金業法が改正され、ようやく高金利・多重債務問題の解決のための種々の対策がとられようとしておりますが、借金苦による自殺対策は緊急を要する問題であり、待ったなしの状態です。借金の問題は、利息制限法などを武器に必ず解決します。サラ金・クレジット業者等は法律違反の高利・過剰融資を行って被害を産み出し、暴利を貪っているのであり、借金を理由に死ぬことなどありません。私たちは、高利・多重債務により愛する肉親を失ったご遺族を中心に、これをサポートする弁護士・司法書士・多重債務被害者の会とともに「クレ・サラ自死をなくす会」を創設することになりました。高金利・過剰融資により肉親を奪われたご遺族の悲しみ・苦しみを分かち合う自死遺族の会とともに、その苦しみを社会に訴えることで、今現在も高金利・過剰融資に苦しむ方々に借金で死なないで、生きていてほしい、解決できない借金はないということを伝えていきたいと考えております。日本からクレ・サラ自死をなくすための活動には是非ご参加ください。

なお、借金を理由に愛する肉親を失ったご遺族におかれでは、遺族同士が悲しみを分かち合い、交流をする自助グループ「クレ・サラ自死遺族の会」の“遺族のつどい”を後日行う予定にしておりますので、別途御案内申し上げます。

記

日 時 2007年3月3日（土）午後2時～午後4時（受付午後1時半から）

場 所 兵庫県民会館（パルテホール）神戸市中央区下山手通4-16-3

内 容 開会挨拶

クレ・サラ自死遺族の告発（場合によっては中止もあります）

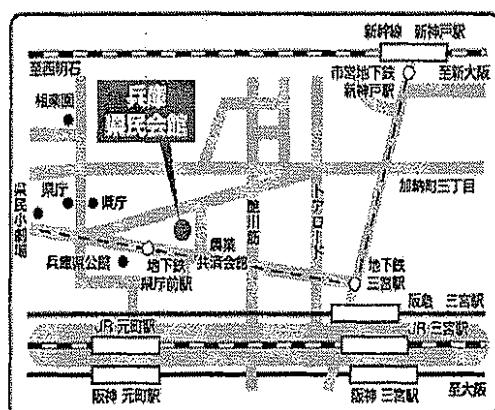
消費者信用団体生命保険からみるサラ金自死について（三宅勝久氏）

基調講演：自殺対策基本法と自殺予防の取組みの現状と課題（ライフリンク清水康之氏）

パネルディスカッション（清水康之、三宅勝久、禧久孝一、木下浩、辰巳裕規、弘中照美） 敬称略

JR・阪神元町駅下車北へ徒歩7分

○内容については変更の可能性があります。



主催 クレ・サラ自死をなくす会

（代表幹事 弘中照美）

事務局 神戸市中央区多聞通2丁目5番18号

木下司法書士事務所

事務局長 司法書士 木下 浩

TEL 078-371-3577 FAX 078-362-5621

自死遺族の会設立にあたって

平成19年1月

愛媛県

M・M子

拝啓

突然一筆申し上げる失礼、お許し下さい。早速ですが、本日どうしても多重債務による自殺をなくすためにお願いを致したく私自身の体験を記しました。御判読の程、宜しくお願ひ申し上げます。

昭和58年の夏、私達家族は夢を持って山間の町へ引越し、夫はムク材で作る家具作成を仕事とし、日々希望に溢れておりました。最初は景気も良く手作り家具の需要も多く有り頑張って来ましたが、資金に困り昭和63年頃から少しづつ借入するようになりました。平成4年頃から更に景気も悪くなり、借金が増えて行きました。そして平成8年頃には、高利の付くお金を借りるようになりました。この頃私の母が入退院を繰り返し、看病の手が必要となりました。自分の体調も悪く成って居ましたが、病院に行く事が遅れてしまいました。11月9日に母が亡くなり、その約一ヶ月後に子宮癌で私は45日間入院致しました。入院費は主人や長女が借入をして、支払ってくれました。

その後も夫の仕事は不況続きで、材料の仕入・借金の返済・生活費等に借金を重ねました。夫は何とかして商売を回復させようと一生懸命でしたが、思うようにならず高利で借りるお金が増えていきました。借金をして借金を返すという繰り返しを続けました。

そして平成16年11月8日の朝、夫が所用で出掛けたまま帰らず携帯電話の電源も切られたまま、夜に成っても家に帰って来ませんでした。家族思いの優しい人で、結婚以来このような事は一度もありませんでした。子供と三人で思い当たる所を捜しましたが見つからず、夜中の1時警察に捜索願を出し、朝まで捜しましたが夫は見つかりませんでした。

翌朝8時頃警察から電話が有り、思いもしない事態になってしまいました。夫は家から遠く離れた山寺の駐車場の紅葉の木の下に、仕事用の軽トラックを停め排気ガスを引き込んでいました。運転席の上には身元が分かるように、名刺が1枚置いてありました。警察の方の話によりますと、お酒もタバコも飲んで無く、睡眠薬を10錠くらい飲んでいたとの事でした。好きだったタバコもずっと止めておりました。そして最後に吸うこともなく、夫は借金苦から自らの命を絶つ道を選び、自分の人生を終えてしまいました。大きな仕事が入り張り切って仕事をしていた矢先だけに、信じられない現実にただただ三人が抱き合って泣くばかりでした。

私達宛に遺書があり「自分はこうするしかなかった。幸福にしてあげられなくてごめんなさい。許してくれ。」と何度も何度も繰り返し、「こんな父親でごめんなさい。許して下さい。」と詫びる文面でした。私には「後の事は大変でしょうが、宜しくお願ひします。」と書いていました。子供達には「お母さんを頼みます。お母さんを頼みます。」と繰り返し書いておりました。死んで逝く自分よりも、私や子供のことを心配してくれる夫の優しさに、さぞ無念であったろうと、心から申し訳なく悲しみで一杯になりました。「葬儀は家族だけでしてくれ。」と言う夫の思いを受け、身内だけで行いました。三回忌が来る年になった今も、夫が亡くなった事を友人に知らせる気力が湧きません。

夫が亡くなつて二週間目に、銀行の支店長が尋ねて来て支払いを迫り、その後自宅の電話や携帯電話や長女の職場にまで、催促の電話をしてくるようになりました。商工ローンからもサラ金や日掛け金融からも返済のことで電話が入るようになり、私達二人は電話のベルが鳴るたびに怯えビクビクして日々を過ごすことになりました。夫が亡くなり不安が一層募るばかりでした。

私は夫の「自分の生命保険で借金の清算をして欲しい。」との遺志を思い、尊い命と引き換えた生命保険で借金を清算しましたが足りず、借金が残りました。夫の四十九日の法要を終え、私名義の借金に対して、私も死んで償う事を何度も考えました。しかし、夫が亡くなつた時の子供達の深い悲しみを思い出すと、私はどうしても死ぬことが出来ませんでした。

私は働いて、全ての責任を取ることを考えました。しかし、リンパ浮腫になった私は勤める事が出来ず、平成17年10月から商売を始めることになりました。夫の存命中、借金を繰り返し共に辛苦を舐めて来たことを思った時、二度と借金をしてはならなかったのですが、何とか借金を返済しようと焦っていた私は、前が見えませんでした。次々と運転資金・生活費・借金の返済へと借入をしました。結局は、また、多額の高利の借金を背負うことになりました。

遊びでもなく、ギャンブルでもなく、夫も私も真面目に働いて来ました。しかし、目の取立てに怯え、借金を重ねていくうちに、私たちの支払い能力をはるかに超える借金になつてしまっていました。貸付の枠があるからと度々電話があり、保証人を付けると最初は100万円の枠と言いながら、200万円借入が出来と言つてきました。私達は、言われるがままに借りてしまいました。商工ローンは、夫の生命保険の契約書をコピーして送るよう言つてきました。後で考えると、それは担保だったような気がします。今考えると身の震えるような借入でしたが、その時の返済を何とかするために借入を繰り返していました。田舎では情報も少なく、債務整理の方法など何も知りませんでした。

高利で過剰な借り入れをしてしまつたことが夫の命を奪ってしまいました。借りた私たちにももちろん責任はありますが目前の厳しい取立てや保証人の方への負担を思い、つい借り入れが出来るとわかると借りてしまいます。娘にまで多額の借金をさせてしまいました。

夫の死がわかつた日、全てのことを二人の子供たちには話しをしていなかつたので、夫が亡くなつた悲しみと借金のことを考えると何をどう考えたらいいのかわからず、今もどうやってお通夜をしたのか、葬儀をしたのか思い出せません。一緒に住んでいた娘も同じ思いだつたことを後で知りました。葬儀が終わつて一週間が過ぎ私は子供二人に借金があることを全て話しました。二人の子供は夫や私のことを一言も責めず、夫のかけていた保険金で高利の借金の支払いをしました。悲しみにくれる間はありませんでした。銀行からも次々と電話がかかり借金の対応に追われました。私たち家族は精神的に参つてしましました。一日一日を乗り越えてきましたが今思い出してもぞつとします。

借金で夫が亡くなつたことを誰にも話せずにいましたが親戚の知るところとはなりました。暖かく言ってくれる人ばかりではありませんでした。夫が亡くなつたことさえ知らせることが出来ず只狭くなつた世間の片隅で生きていくしかないのだろうかと思っているときクレジット・サラ金被害者連絡協議会の松山たちばなの会を知りました。もっと早くに

夫が元気なうちに知つていれば夫は死ぬことはなかつただろうと悔やまれてなりません。あのつらい日々の最中、支えになってくれる相談するところがあれば本当に心強かつたのではないかと思われてなりません。

借金で自殺をしてしまった場合、残された家族は親戚や知人にさえ相談をする勇気が出ません。法律にも疎く何をどうしていいかもわかりません。辛い気持ちを話す相手もいません。私たち親子も夫と同様に借金を積み重ねる結果になつてしましました。私も生命保険に入つていましたから死んで借金を返してもらおうと自殺を毎日考えていました。でも夫が死んだとき、警察に呼ばれ夫の亡骸を見たときの激しいショック、しばらく食事ものどを通らず、動悸が治まらず、自責の念、喪失感に襲われてもその後の対応で悲しみに浸ることさえ出来ない、私も娘も精神的におかしくなつていた辛さを思い出し、娘に再びあのやりきれない苦しみをさせてはならない、今度こそ娘もどうなつてしまうかわからないと思いなおしました。

自殺をなくしていく運動と自死遺族の方の心のケアと法的な整理の援助が出来るように今年の3月3日に「多重債務による自死をなくす会」を立ち上げる予定です。私も微力ながら協力していきたいと思います。

私達のように今でも高利の借金で苦しんでおられる家族があるだろうと思います。一人でも多くの方やその家族が、苦しみの中から救われますよう、心から祈るばかりです。なにとぞ行政の方でもこの問題を取り上げていただきご支援していただけますよう伏してお願い申し上げます。

敬具

報告書

2007年1月27日

私のようなものが一筆申し上げる失礼をおゆるしくださいませ。

私は前夫の事業の失敗から、平成12年頃より多重債務相談会に参加するようになりました。当時の私は厳しい取立てに追われ精神的にも追い詰められ、どこに向けていいかわからない気持ちを、自分自身を傷つけることで紛らわせていました。毎日のようにリストカットを繰り返していました。辛く悔しい気持ちを誰かにわかって欲しいとの想いでいた。「死にたい・・」クリスマスイブで賑わう街を彷徨いました。それほどまでにサラ金の取立ては激しいものでした。

調停が終わってからも、自分自身を奮い立たせる為相談員として活動をしていました。その一方で、司法書士事務所の事務員として働くようになっていました。その後、前夫と離婚。私立の高校、大学に通う子どもを抱え何とか学校を卒業させたいとの一心でした。

平成16年になり、再婚が決まり母に報告しました。「お母ちゃん、結婚式するからね・・楽しみにしていて」「うん・・楽しみにしとく」それが母との最後の会話となりました。

平成16年8月31日午前6時過ぎ、私の携帯がなりました。「[REDACTED]ちゃん、お母ちゃんがえらいことしてくれよった。」「な・・なんですか？」その後の言葉は私の全身を切り裂きました。「首を吊って死んでしまいよった」私は朦朧とした意識の中で、子どもに急かされ母のもとに駆けつけました。母は、台風による停電のなか自宅二階の押入れの天袋の柱に腰紐と日本手ぬぐいを掛けて自らの命に終止符を打ったのでした。身長145センチにも満たない小柄な母がどのような想いで自らの「死支度」をしたのかと思うと胸がえぐられ自責の念にさいなまれるのでした。享年66歳。たった一人の大切な母でした。かけがえのない母・・・父は私が小学校2年生の頃にスモン病で入院をし、亡兄と私を殆ど女手一つで育ててくれた母でした。穏やかでおとなしく優しすぎる母でした。「[REDACTED]子供を大切にしてください」たった一言、私への「遺書」が残されていました。放心状態の中、通夜、葬儀を済ませ、49日を前に母の「遺品」として受け取った書類の中に、[REDACTED]はじめ数社の契約書を受け取りました。私は精神的に不安定になり、勤めていた事務所を10月に退職をしました。自宅に引きこもり、泣いてばかりの日々でした。12月に再婚をしましたが、涙が止まる日はありませんでした。

平成17年6月、私の元に[REDACTED]からの書面が届きました。その内容は事務的で丁寧なものでしたが、「消費者金融団体信用保険」の請求に必要な為、母

の「死亡診断書、検案書」の提出を求めるものでした。「死亡原因、縊死」と記されたその書類は言葉に言い表せないほど辛いものでした。

母の債務は本当に有るのかと思い、[REDACTED]に取引履歴の開示を求めました。母の債務はすでに終わっており、僅かながらも過払いになっていたのです。私の悲しみは、怒りに変わりました。母は過払いになっている債務の取立てに怯えその命を絶ったのです。

母が自殺をした2004年経済苦による自殺者は8000人との発表がありました。昨年2005年は7780人・・豊かと言われる日本で「お金」が原因で毎年7千人、8千人の人が自らの命を絶っているのです。未遂者を含めると数万人になります。この数字を重く受け止めていただきたいのです。

「多重債務による自殺」その遺族は、2つのタブーのもと生きていくのです。まず肉親が「多重債務者」で有った事、そしてそれが原因で「自殺」をしたこと、私自身も母が逝った後、母の後を追いたいと思ったことがあります。

母の苦しみを聞いてやれず、孤独に追いやられ、死にまで追いやった・・そんな自分が許せませんでした。しかし、「子どもを大切に・・」そんな母の言葉を胸に生きていかなくてはなりません。

ここ最近、自殺防止にたいして目が向けられるようになりました。自殺者3万人、これは交通事故死よりも多い人数です。そのうち、8千人が経済苦、この人数を減らすには金利引き下げは勿論のこと、行政による相談窓口の充実、違法取立ての取り締まりの強化が急務です。

お金は大切なものです。しかし、命まで取られなくてはいけないのでしょうか？電話の音に怯え、訪問者に怯え、この瞬間にも死場所を求めて彷徨っている人がいるのです。そのような方への支援は勿論の事、不幸にして大切な人が自殺をしてしまった・・・そんな遺族への法的・精神的支援を行なってまいりたく「多重債務による自死をなくす会」の設立に向けて現在準備中でございます。多重債務者への支援は勿論の事、多重債務によりかけがえのない人をなくしてしまった遺族への支援も併せてお願ひ申し上げる次第でございます。

以上、多々失礼の段お許しくださいませ。

埼玉における事件報告

平成19年2月3日

第1 警察官上申書事件

1 事件内容

- (1) 業者：[]と名乗る業者等
- (2) 経過：
 - ① 勤務先に「借りた金を返せ」とのFAX
→ 会社をクビになった
 - ② 弁護士が介入しても、執拗に取立を継続し、近所の住民に対し電話を架けて被害者を追いつめる手法
 - ③ 警察に被害届を出すよう指示
→ 警察官「弁護士は警察を馬鹿にしているのか」と発言
 - ④ 議員と一緒に再度警察に被害届提出するも、
→ 被害届を受領せず、その後被害者を呼び出した上「今後、近隣住民にヤミ金融からの被害があった場合には早急に住所を引き払うことを約束します」との警察署長宛の上申書を提出させた

2 結果

告訴状受理。警察法79条の苦情申立。犯人は捕まらず。

第2 警察官支払指示事件

- 1 ヤミ金から借入をしたA氏が、支払できなくなるや、同じアパートの住人に対し警告書（別紙）を送りつける嫌がらせを行う。
- 2 A氏及び同じ被害を受けてるB氏がともに、[]警察署（[]の事務所住所地の管轄区域）に被害届を出しに行く。
→ []警察署の生活安全課 []氏、[]氏（共に男性）が応対。
 - ① 「管轄が違う」
 - ② 「（近隣に警告書が届いた件について）郵便物が届いた家の方は、（こういった書面は）気にせず捨てる方がよい。恐れることはない。」
 - ③ 「（被害届の提出について）警告書の中身を見てもなぜ被害届を出さなければいけないのかが分からぬ。何の被害にあってるのかが分からない。（弁護士に相談しているならば）弁護士に相談して、何の被害にあってるのか明らかにしてください」

い。」

・・・と言われ、管轄署として [] 警察署に行くよう指示される。

3 午後 [] 警察署に到着

- (1) 受付にて暴力団絡みなら刑事課へと言われ、刑事課に向かう。

刑事課の職員2名（名前不明）に返済の状況や今までの経緯を説明し警告書を見せたところ、高金利に詳しい人物を呼んでくるということで一人が席を外す。その間にもうひとりの刑事より「元金が何百万ならともかく20万円位なら払ってしまって終わりにした方がよいのではないか」と言われる。

- (2) 翌日、[] 警察署に行き保安課の [] 氏に報告。[] 氏より [] に架電。[] 氏は [] に対し、すでに払いすぎなのだから支払う必要がないことを言ってくれたが、その後、[] 氏があといくら払えば終わりかと聞いたたら [] 「30万円貸して20万返してもらったから残り10万」の答えたが、[] 氏が初回は20万円だろうと反論し、[] もそれは認めた（らしい）。[] 氏が再度いくら払えば督促を止めるか、確認したところ [] は「あと3万払えば終わりにする」と言ったので、[] 氏より [] 氏が「(もともと) [] さんが借りたものだから終わらせるために明日の2時までに必ず残り3万円を払いなさい」と指示される。

警 告 書

貴殿の近隣在住の 殿と大至急
連絡を取って戴きたい。貴殿等が其の者と身内同然の
密接な関係である事は其の者より聞いている。

此の件、其の者より、我々が貸した錢が返って来ない
のであれば、当然貴殿が払う事となる。其の事に対
し貴殿等の反論意見は一切受け付けない。

貴殿等、盜人に反論する余地は与えない。そうなり
たくなくば、大至急其の者より入金若しくは連絡させ
よ。

本人住居
プラザ

多重債務者のための真のセーフティーネットの構築をめざして 相談窓口・生活保護・公的貸付の現状と課題を考える大阪集会

開催日 2007年2月3日（土）
場所 大阪府商工会館（大阪市中央区南本町4-3-6 06-6271-0031）

午後0時 受付開始
午後0時30分 主催者挨拶
集会趣旨説明（貸金業法改正の経緯と有識者懇談会の状況等）

【基調講演】 「貧困問題」としての多重債務問題。その解決に求められる視点

湯浅 誠さん（ホームレス総合相談ネットワーク事務局）

体験報告 生活保護利用者（元多重債務者）の方など

【基調報告】

多重債務相談のノウハウと課題 生水 裕美さん（滋賀県野洲市消費生活相談員）
公的貸付制度の現状と課題 林 洋司さん（大阪府社会福祉協議会福祉資金部長）
生活保護の現状と相次ぐ切り下げ 普門 大輔さん（弁護士・大阪弁護士会人権擁護委員）
多重債務者自立支援プログラム 奥森 祥陽さん（生活保護ケースワーカー・京都府）

（休憩）

【パネルディスカッション】

コーディネーター 尾藤 廣喜さん（弁護士・全国生活保護裁判連絡会代表委員）
パネリスト 生水 裕美さん（滋賀県野洲市消費生活相談員）
林 洋司さん（大阪府社会福祉協議会福祉資金部長）
奥森 祥陽さん（生活保護ケースワーカー・京都府）
大口 耕吉郎さん（全大阪生活と健康を守る会事務局長）
湯浅 誠さん（ホームレス総合相談ネットワーク事務局）

午後5時 閉会あいさつ

朝日新聞 2006 年 10 月 16 日付け夕刊 13 面「生活保護受けず借金」
は、著作権上の問題により、HP 掲載を控えさせていただきます。

朝日新聞 2006 年 10 月 26 日付け朝刊 17 面
「生活保護『周知』が先決」
は、著作権上の問題により、HP掲載を控えさせていただきます。